

日野町「自治会活動」に関するアンケート調査
報 告 書

令和 7 年 3 月

目 次

第1章 アンケート調査.....	1
1. 調査の概要.....	1
(1) 調査目的.....	1
(2) 調査方法.....	1
① 調査対象	1
② 調査方法	1
③ 実施主体	1
2. 集計結果.....	1
(1) 配付・回収結果.....	1
① 回収率	1
(2) 自治会活動について.....	2
① 自治会加入戸数・人数、自治会非加入戸数、自治会加入率.....	2
② 世帯当たりの自治会の入会費、年間自治会費	4
③ 自治会役員の任期	7
④ 自治会長の年齢	8
⑤ 自治会役員の選出方法	9
⑥ 投票権を有する方（自治会役員の選出方法で「選挙」を選定した方）	10
⑦ 自治会活動の活発度	13
⑧ 自治会で実施している活動	14
⑨ 自治会で最低限必要と思う活動	15
⑩ 自治会活動での困りごと	16
⑪ 困りごとの解決や活動の改善に必要と思うこと	17
⑫ 自治会の維持・活性化のために、行政に支援してほしい自治会の取り組み....	19
⑬ 自治会の維持・活性化のために必要とする行政の支援内容.....	20
⑭ これまでに行ってきた自治会活動の改善の取組	21
3. まとめ.....	29
(1) 現状と課題.....	29
① 自治会の現状	29
② 自治会の課題	30
(2) 改善の動き.....	31

第1章 アンケート調査

1. 調査の概要

(1) 調査目的

日野町では、人口減少に対応し、持続可能な地域づくりを進めるため、各種施策を推進している。近年、少子高齢化の進展に伴い、自治会の担い手不足や役割の固定化といった課題が顕在化し、自治会活動の継続が困難になっているとの声が増えている。

本調査は、こうした状況を踏まえ、自治会の現状や課題を把握し、今後の自治会活動の維持・発展に向けた施策を検討するための基礎資料を作成することを目的とする。

(2) 調査方法

① 調査対象

本調査の対象は、日野町内の133自治会（区長・町代）である。

② 調査方法

調査票を日野町企画振興課が各自治会に配布し、回収した。

・調査実施期間：令和6年10月15日～12月16日

③ 実施主体

本調査の実施主体は日野町企画振興課である。

2. 集計結果

(1) 配付・回収結果

① 回収率

本調査は133自治会に調査票を配布し、115自治会から回答を得た。回収率は86.5%である。

(2) 自治会活動について

① 自治会加入戸数・人数、自治会非加入戸数、自治会加入率

自治会の加入状況には一定のばらつきが見られた。自治会加入率の平均は94.7%と高い水準にあるが、自治会ごとの加入戸数や非加入戸数には大きな差があり、一部の自治会では加入率が低下していることが確認された。

特に最大値（100%）と最小値（51.5%）の差が顕著であり、地域によって自治会への参加意識や加入状況に違いがあることが分かる。また、自治会によっては世帯数が少なく、非加入世帯の増加が自治会運営に影響を及ぼしている可能性が考えられる。

表 1-1 自治会加入戸数・人数、非加入戸数、自治会加入率

	平均値	最大値	最小値
自治会加入戸数(戸) (N=114)	51.7	698	5
自治会加入人数(人) (N=81)	122.3	645	11
自治会非加入戸数(戸)(N=87)	2.4	23	0
自治会加入率(%) (N=87)	94.7	100.0	51.5

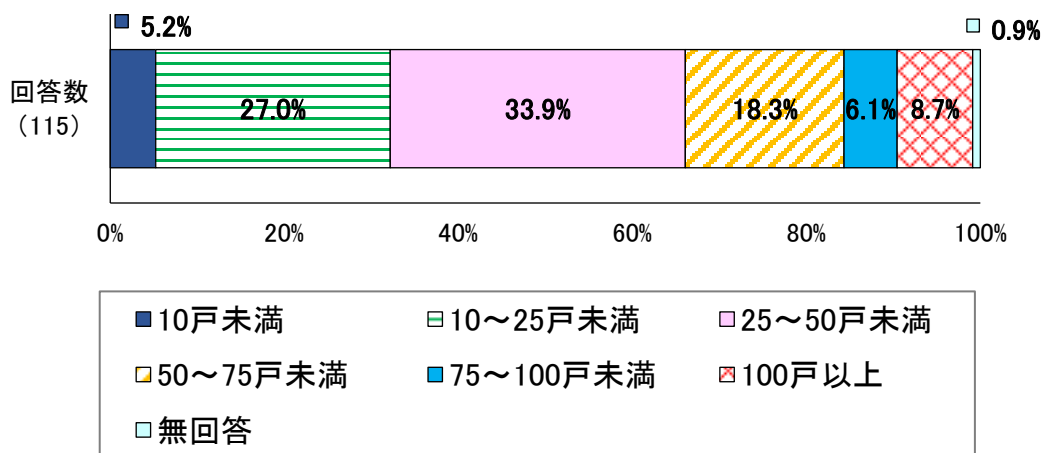


図 1-1 自治会加入戸数 (N=115)

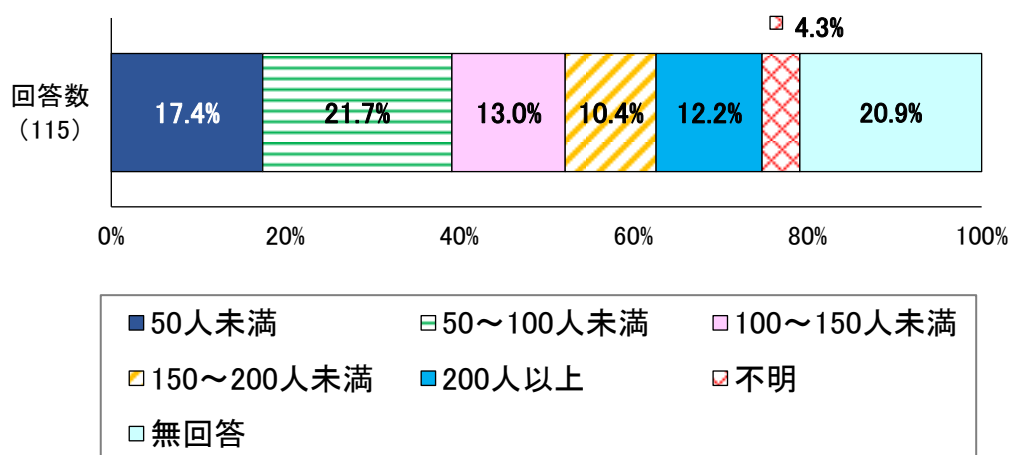


図 1-2 自治会加入人数 (N=115)

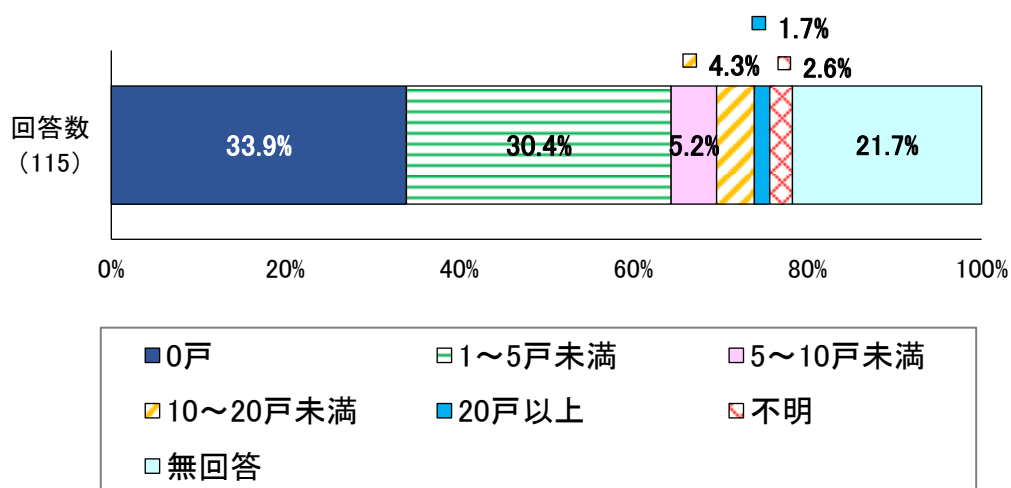


図 1-3 自治会非加入戸数 (N=115)

② 世帯当たりの自治会の入会費、年間自治会費

世帯当たりの自治会の入会費、年間自治会費は、自治会において大きな幅があることが確認された。

入会費の平均額は 22,947 円であり、最高額は 100,000 円、最低額は 3,000 円と自治会によって大きな差が見られた。

年間自治会費の平均額は 35,336 円で、最高額は 114,400 円、最低額は 1,000 円となっており、費用負担の違いが顕著である。

また、自治会費の内訳をみると、寺社関係の費用負担（平均 10,935 円～16,801 円）が含まれている自治会も多く、自治会費の使途に違いがあることが分かる。その他の支出についても自治会ごとに異なり、活動の財源としての自治会費の役割が多様であることが示唆される。

一方で、自治会費の高額化が住民の負担感につながり、加入率の低下や自治会活動への参加意欲の減退を引き起こす可能性も考えられる。特に定額負担の見直しや、費用負担を軽減する工夫が求められる自治会もあると考えられる。

表 1-2 世帯当たりの自治会の入会費、年間自治会費（回答が 0 円、無回答を除く）

		平均値	最大値	最小値
入会費(円)	(N=19)	22,947	100,000	3,000
自治会費(円/年)	(N=107)	35,336	114,400	1,000
寺関係(円/年)	(N=16)	16,801	47,000	1,000
神社関係(円/年)	(N=53)	10,935	24,000	2,000
その他(円/年)	(N=35)	14,461	51,500	1,200

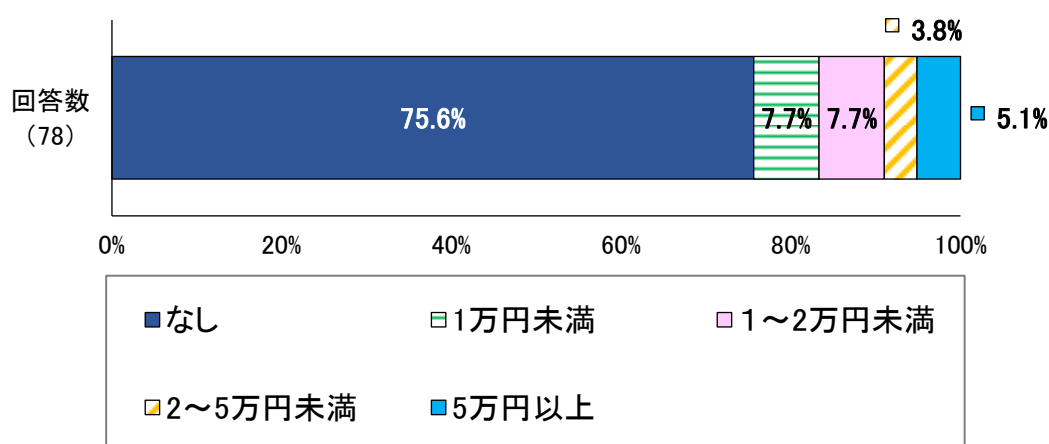


図 1-4 世帯当たりの自治会の入会費 (N=78)

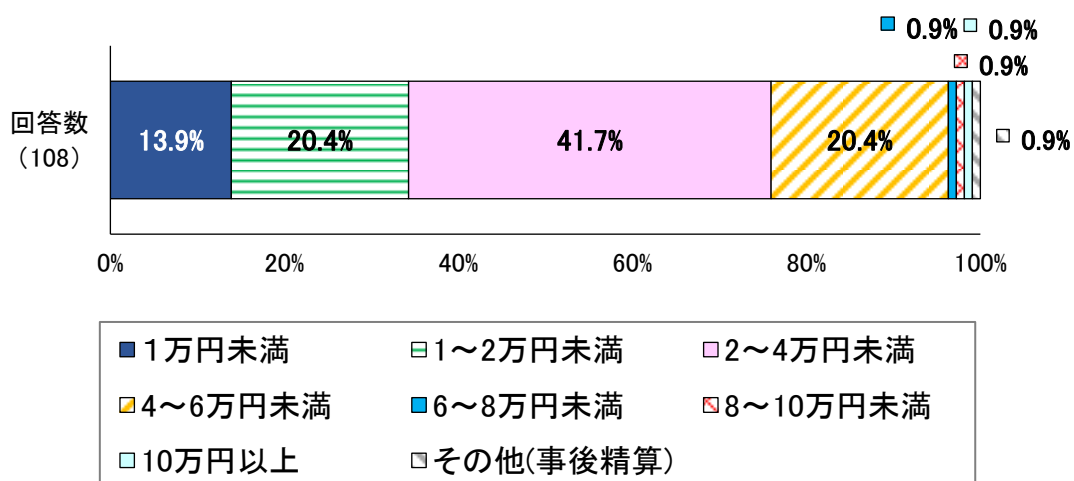


図 1-5 世帯当たりの自治会の年間自治会費 (N=108)

注：神社、寺関係の費用を除く

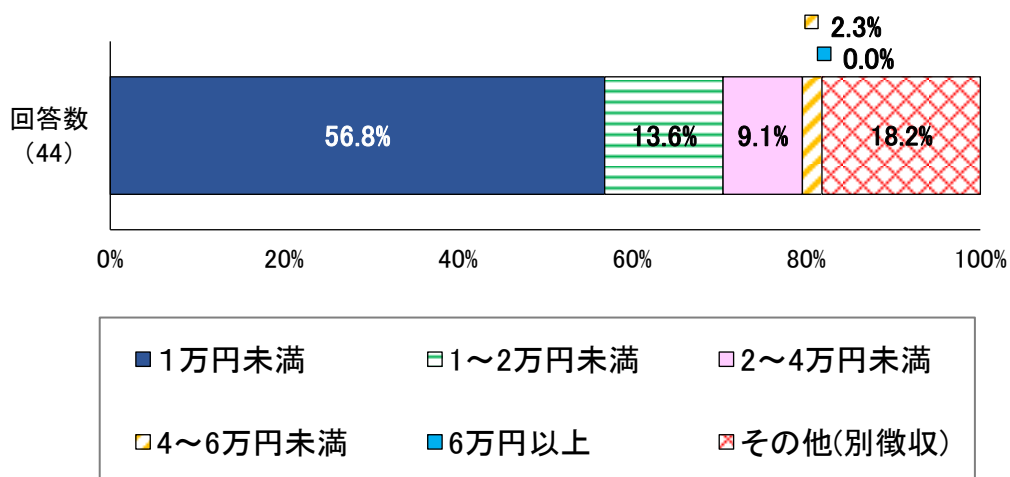


図 1-6 世帯当たりの自治会の年間自治会費のうち寺関係 (N=44)

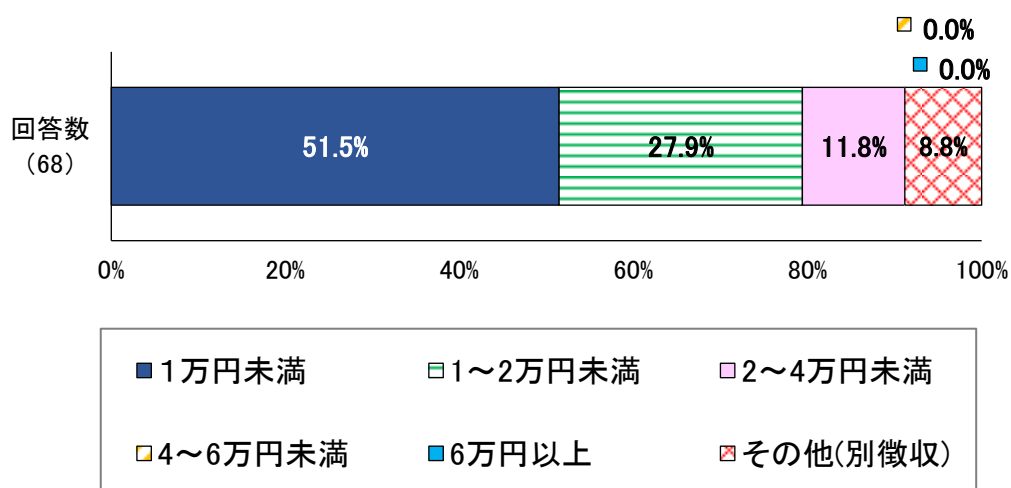


図 1-7 世帯当たりの自治会の年間自治会費のうち神社関係 (N=68)

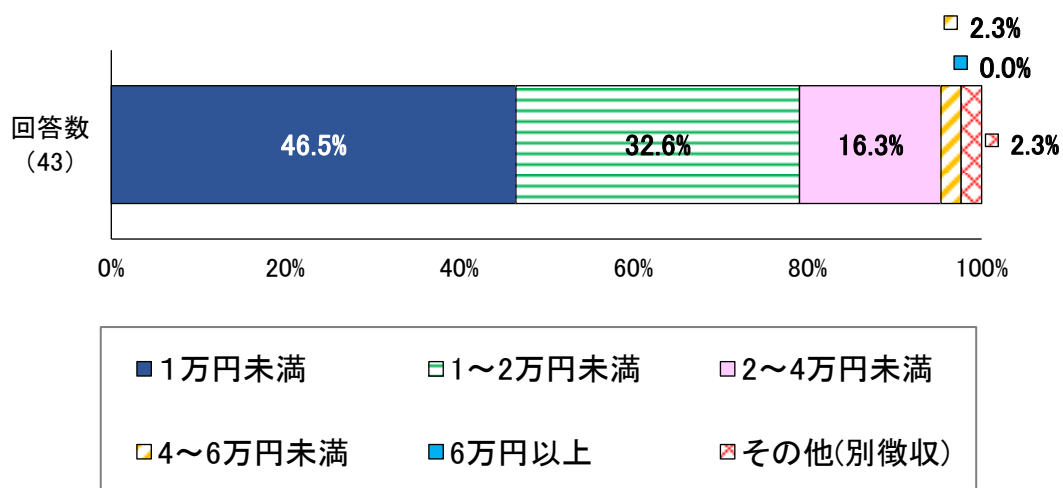


図 1-8 世帯当たりの自治会の年間自治会費のうちその他 (N=43)

③ 自治会役員の任期

自治会役員の任期は一定の傾向が見られるものの、自治会ごとにばらつきがあることが確認された。

特に自治会長の任期については、多くの自治会で1年又は2年の短期間とするケースが多い一方で、長期任期（3年以上）を設定している自治会も存在する。副会長や会計の任期についても、自治会によって異なり、一部では会長と同じ任期で運用されているものの、役職ごとに異なる任期を設けている自治会もある。

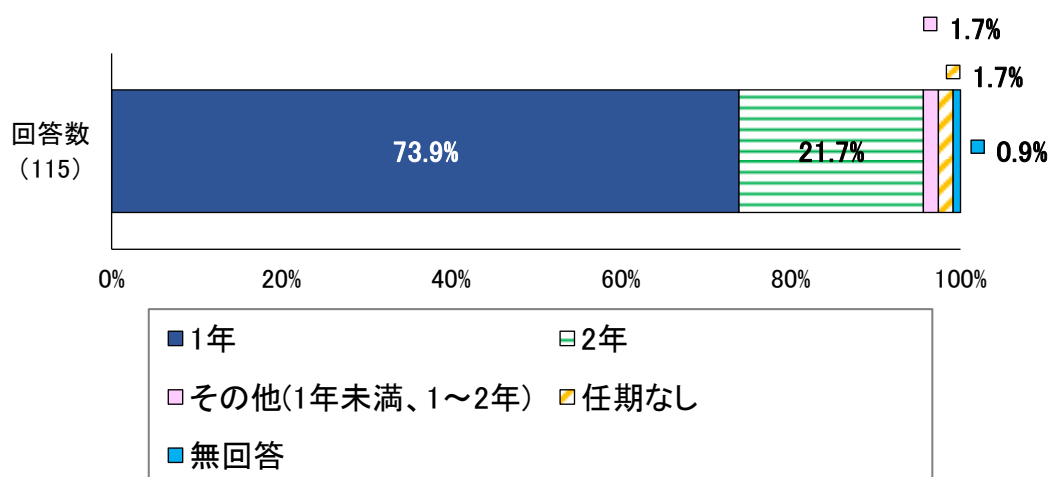


図 1-9 会長任期 (N=115)

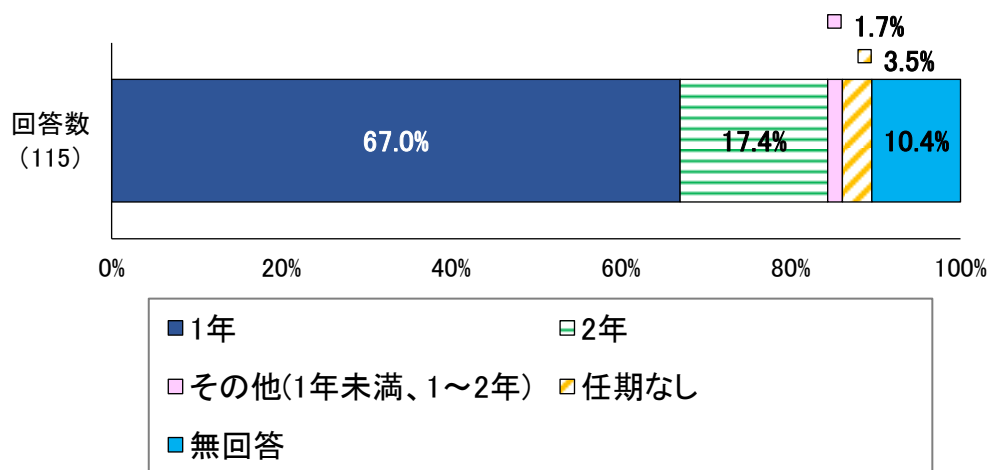


図 1-10 副会長任期 (N=115)

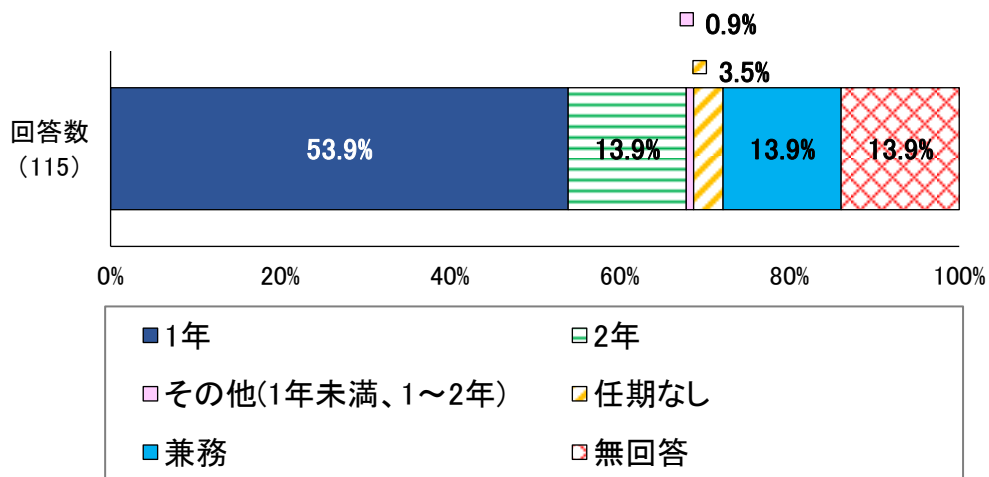


図 1-11 会計任期 (N=115)

④ 自治会長の年齢

自治会長の年齢層には偏りがあり、多くの自治会で高齢化が進んでいることが明らかになった。自治会長の平均年齢は比較的高く、60代～70代が中心となっており、若年層の自治会長は少数にとどまっている。

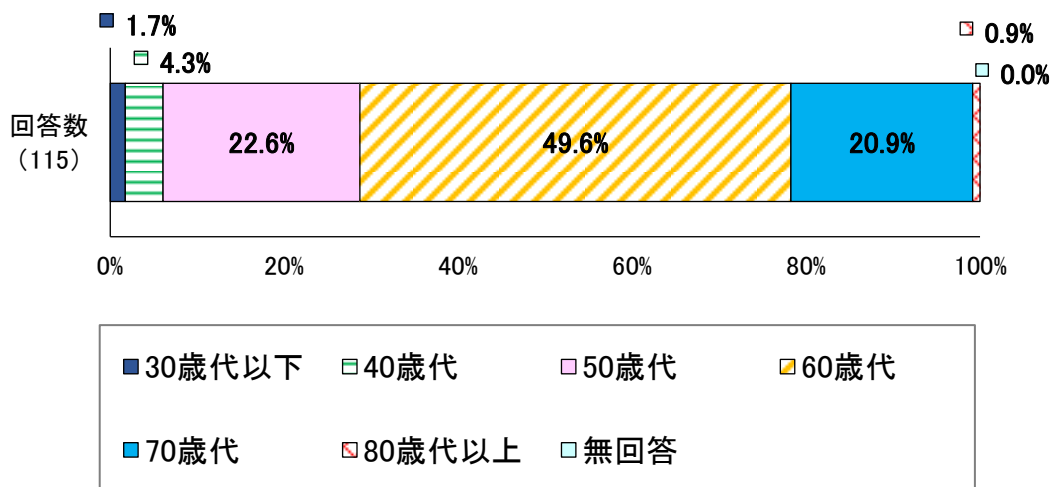


図 1-12 自治会長の年齢 (N=115)

⑤ 自治会役員の選出方法

自治会役員の選出方法には自治会ごとに多様な手法が取られていることが明らかになった。主な選出方法としては、

- 選挙（投票による選出）
- 輪番制（一定の順番で持ち回り）
- 話し合い（住民同士で候補者を選定）
- 年功序列
- 互選・推薦（特定の候補者を推薦し、合意のもと決定）

などが挙げられる。

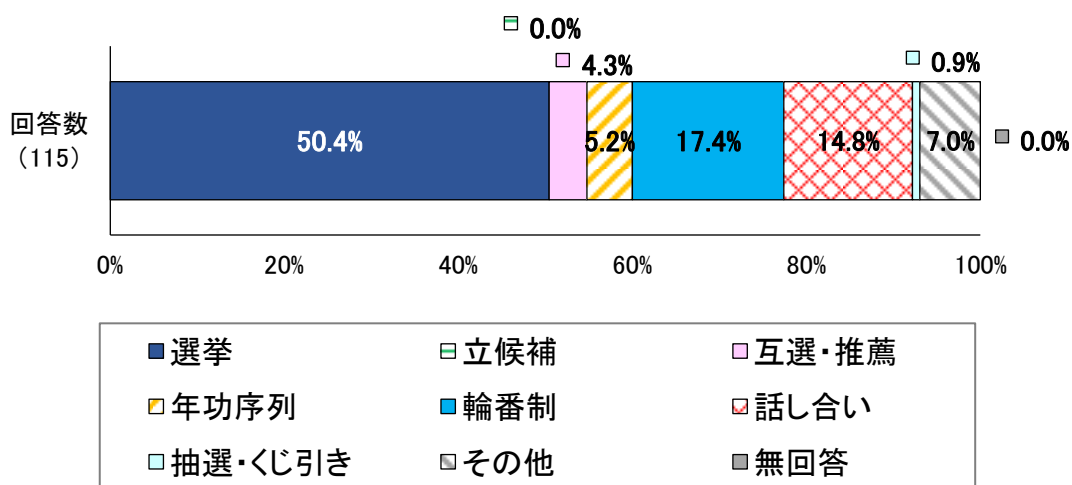


図 1-13 自治会役員の選出方法 (N=115)

⑥ 投票権を有する方（自治会役員の選出方法で「選挙」を選定した方）

自治会役員の選出方法として「選挙」を採用している自治会では、投票権を有する対象者が「世帯の代表者」の割合が高いことが確認された。その他の対象者としては、

- 「自治会の全会員（年齢制限あり）」とする自治会
- 「その他の基準」を設けている自治会

などがある。

「世帯の代表者」に投票権を限定する自治会が最も多いが、一部ではすべての会員に投票権を認めることで、より民主的な選出を行う工夫も見られる。ただし、全会員が投票する場合でも、一定の年齢制限（例：30歳以上70歳未満）を設けている自治会もある。

また、投票制度を採用している自治会では、「事前の話し合いや推薦により、実質的に選挙を行わずに決定するケース」も報告されており、実際の運用には柔軟性があることが分かる。

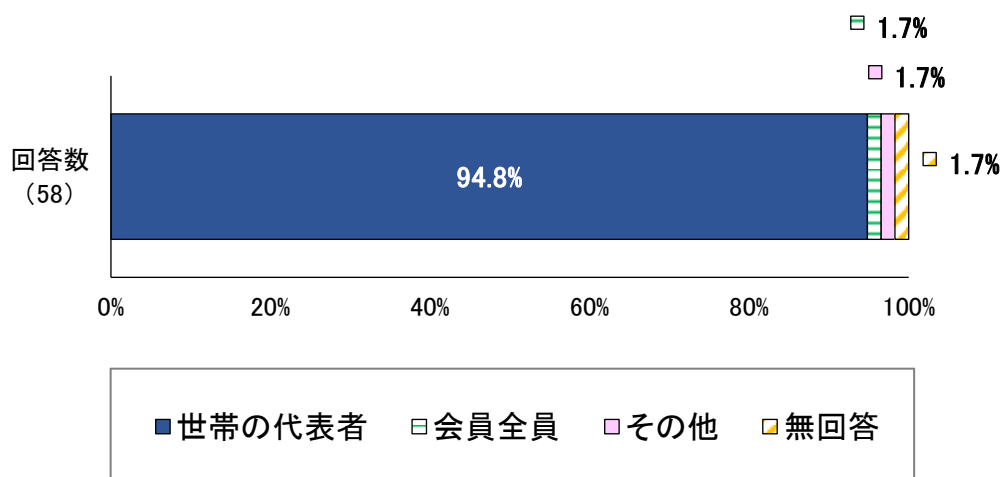


図 1-14 投票権を有する方 (N=58)

表 1-3 選挙権が会員全員の場合、年齢制限がある場合の年齢

年齢制限(自治会数)
・ 30歳以上70歳未満 (1)

表 1-4 選択された選出方法について、工夫をされていること

1. 年齢・身体的状況への配慮	7 件
・ 80 才までの男、概ね 50 才以上、家の順番	
・ 町代は輪番制ですが、老人世帯、該当男性不在の家は飛ばす。他役員は出来る人がする。	
・ ひとり暮らし、高齢者のみのお宅はとばしている。	
・ 年齢的・身体的状況について配慮	
・ 基本は全員対象であるが、独居老人世帯や女性のみ世帯は免除	
・ 80 歳以上は免除。	
・ 療養中等、世帯の実態に配慮	
2. 輪番制・順番制	10 件
・ 順番になるように、事前にある程度話し合い済の選挙になる事が多い。	
・ 順番、回数 3 回	
・ 町代、副町代の選任、5 年間は再任しない。なるべく多くの方に業務を担当してもらいたいため。	
・ 役員をすると次年度以降 3 年間の再任免除期間がある。	
・ 役員を 3 回務めると原則として選挙の対象から外れる。	
・ 当字では、4 年間の役員グループを設け（総会で決まる）、今年は A グループ、来年は B グループというふうにグループ分けをしている。そのグループの人達で話し合い区長以下の役員を決めたものを総会に諮り、異論がなければその通り追認する。	
・ 7 名の候補者を選挙で選出して、その 7 名でくじ取り方式。	
・ 年功序列による輪番制であるが、誰でもと言う訳でもない。各組会（組汁）及び総会で区推薦とした上で、皆に承認を得なければならない。	
・ 今後、先 10 年位の区長、代理を決めている。	
・ 区長、副区長の選任について過去に前職合わせて 4 回以上選出された者は各々の選挙対象者から除く。	
3. 家族・住民との話し合い	3 件
・ 事前に家族で話し合ってもらう。	
・ その時々に来る人がやる。他の役との掛もち。	
・ 各家庭での推薦→各組で検討→選考委員会（各区長・選考委員）→決定、お願い。	
4. 事前の候補者選定・内諾	5 件
・ 事前の依頼と承諾。	
・ 自治会等役員については、非公式に後継指名し内諾を得て大字役員会推薦の候補者として選挙人に提示、実質信任投票といえる。	
・ あらかじめ有力者をしぼっておく。	
・ 自治会役員と農業組合役員は、事前に前年度役員で妥当な人を選び働きかけをする様にしている。	
・ 三役推薦も加える。	
5. 選挙・投票の工夫	6 件
・ 2 名連記で 2 名を選出後、本選で 1 名選出。	
・ 区長は 1 回目の投票で過半数に到していない場合は上位 2 名による投票。代理者・会計は票が多いもの。同数の時は年長者。男女関係なく 20 才以上の区民から選ぶ。	
・ 12 月の常会で、各世帯の代表は選挙用紙に次期、副町代の名前を書いて、投票しま	

す。令和 5 年および 6 年に珍しく、立候補者は居たため、無投票で決まりました。副町代は翌年の町代になります。	
10 組ありますが、各組から 1 名を選出し、選出された人の中から世帯の代表者が投票して、一番多かった人が区長となる。代理者の選出も同様。他の役職は 10 組から選出された人の中で票が一番多かった人になる。	
会計は 2 名の候補者を選出しますが、選挙では年功序列の投票となります。	
1 回目の上二人を再選挙。	
6. 再任制限・免除制度	7 件
区長の就任は 3 回までに規定。	
副町代は翌年の町代になります。	
区長、代理者、会計になった場合は 3 年間の間を置く。	
次年から、会長は 4 年、副会長は 3 年選出されない。	
会長 4 年、副会長 2 年、会計 1 年。	
役員をすると次年度以降 3 年間の再任免除期間がある。	
どうしても、役員の仕事ができないという方は断りの理由を添え提出。組長会の承認若しくは区民の判断に委ねる。	
7. 地域行事や特定役職との調整	3 件
神弊当番、御神輿当番の時に考慮する。	
神社等の役の人にはあてない。	
区長、農業組合長は任期終了後 3 年間は対象者としないう様に決めている。	
8. その他の配慮や柔軟な対応	3 件
公平で全員が不満のないように。	
立候補者が有れば住民承認されれば OK となっている。	
自治会長は副会長経験者で選ばれるが、適任者がいない場合、再任もある。	

⑦ 自治会活動の活発度

自治会活動の活発度については、「普通だと思う」(50.4%)が最も多く、次いで「まあまあ活発であると思う」(25.2%)、「活発であると思う」と「やや少ないと思う」がともに8.7%、「少ないと思う」は6.1%となっている。

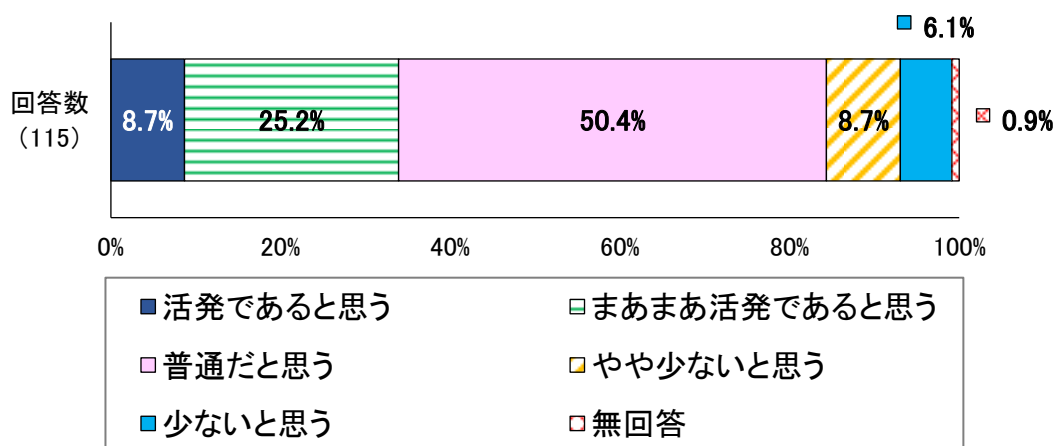


図 1-15 自治会活動の活発度 (N=115)

⑧ 自治会で実施している活動

自治会で実施されている活動は、「清掃活動（草刈り含む）」（84.3%）、「ごみ集積所の管理」（83.5%）、「神社の管理」（73.9%）、「納涼祭・文化祭などの交流会」（64.3%）、「自治会所有の財産管理」（63.5%）の5項目が上位となっている。

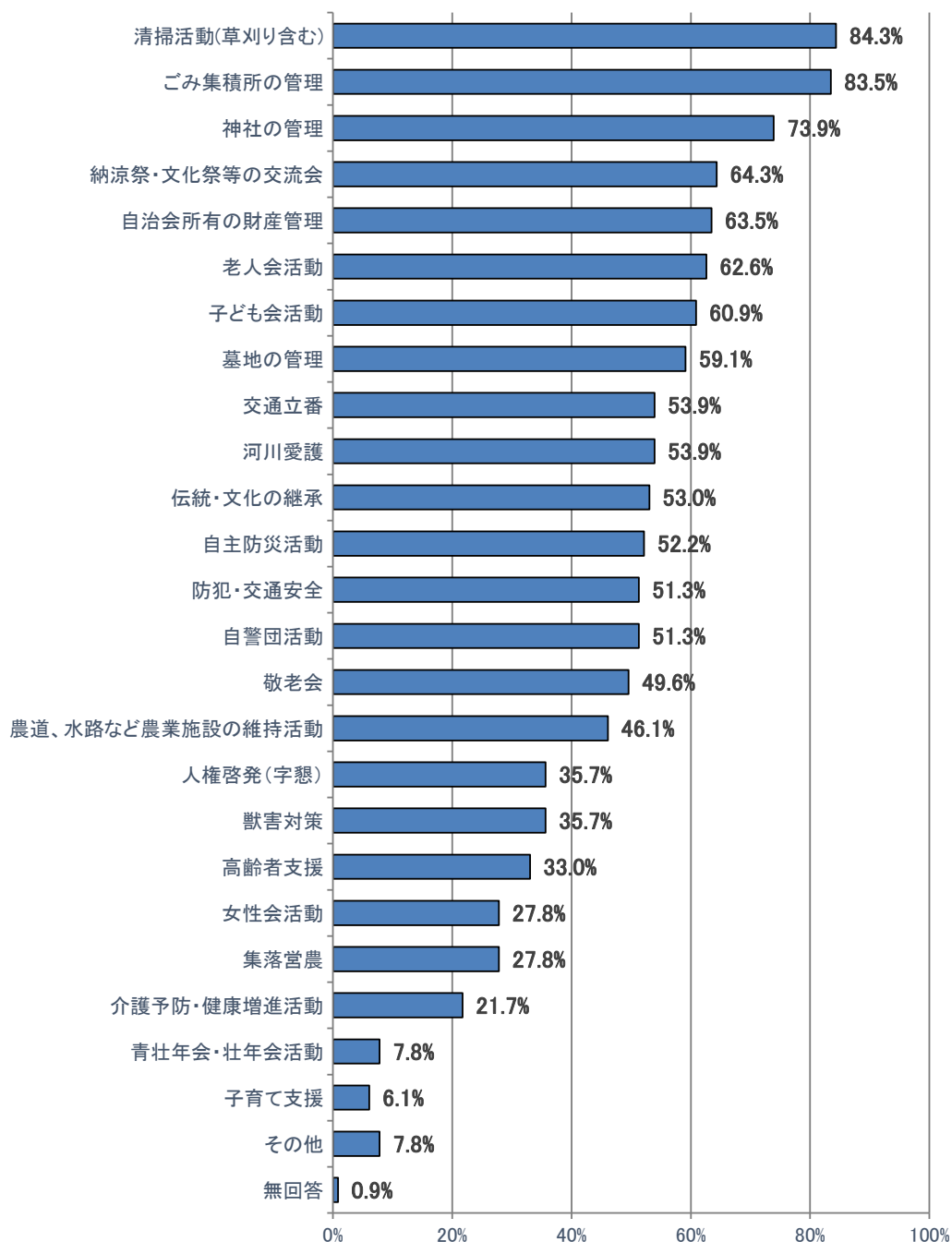
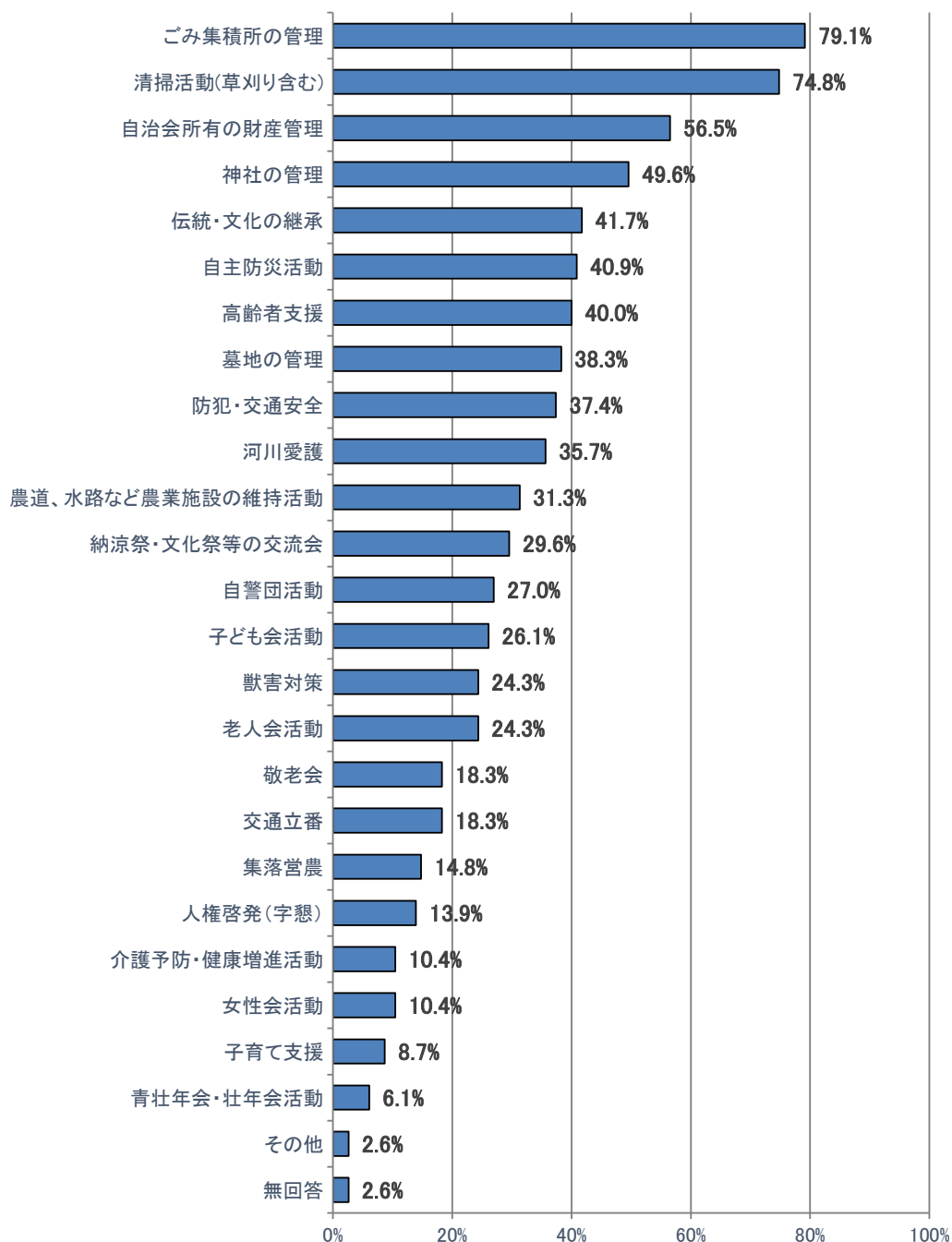


図 1-16 自治会で実施している活動（全て選択）（N=115）

⑨ 自治会で最低限必要と思う活動

自治会で最低限必要と思う活動は、「ごみ集積所の管理」(79.1%)、「清掃活動(草刈り含む)」(74.8%)、「自治会所有の財産管理」(56.5%)、「神社の管理」(49.6%)、「伝統・文化の継承」(41.7%)の5項目が上位となっている。



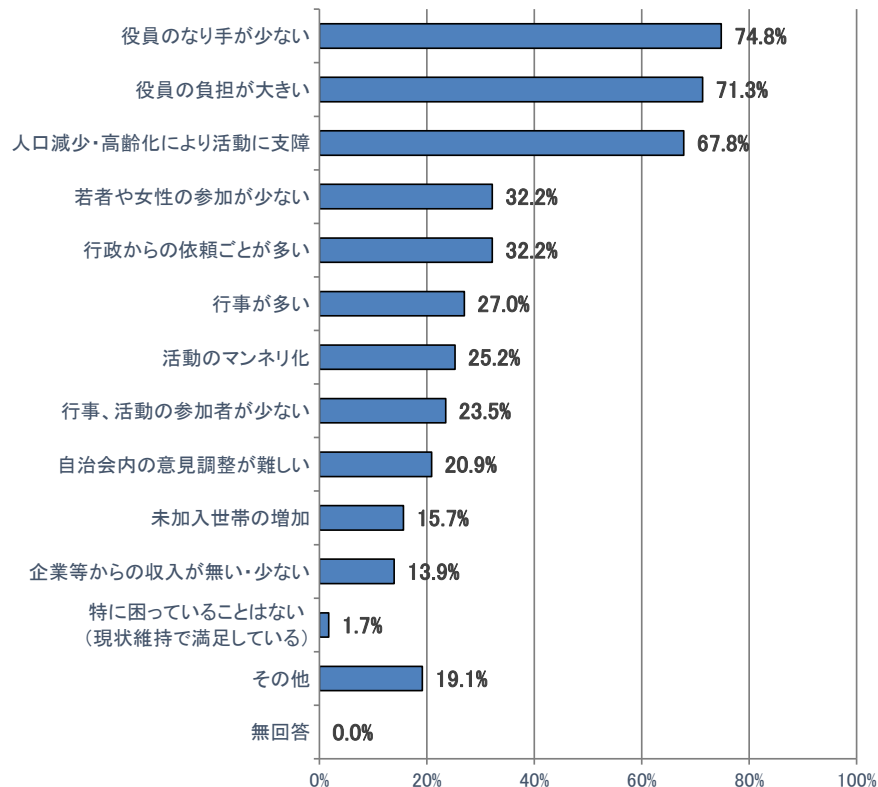
その他：・情報提供・収集

- ・甚大な災害時の対応と非難方法の周知
- ・若者の就農支援、ソーラー発電を活用した生ごみ堆肥化・減量、福祉会

図 1-17 自治会で最低限必要と思う活動（全て選択）(N=115)

⑩ 自治会活動での困りごと

自治会活動での困りごととして、「役員のなり手が少ない」(74.8%)、「役員の負担が大きい」(71.3%)、「人口減少・高齢化により活動に支障」(67.8%)が挙げられる。さらに、「若者や女性の参加が少ない」「行政からの依頼ごとが多い」(32.2%)も課題として認識されている。



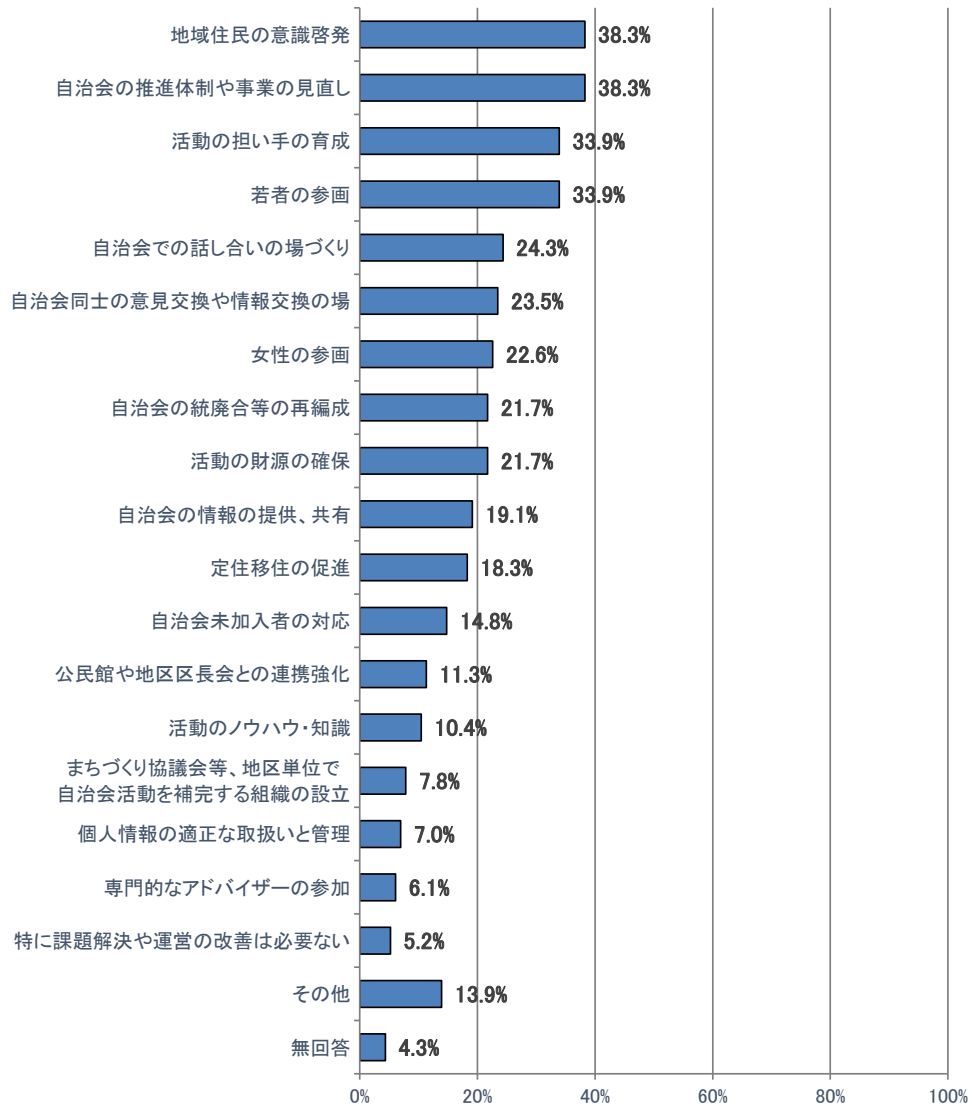
その他：・

- ・祭り事の参加や負担金
- ・神社からの配布品の集金も有る為困っている
- ・役員のなり手が偏っており、一部の住民が多くの役職を兼務している
- ・人が少ない
- ・空家の所有者への連絡等
- ・人が減ってきているので、役員の任期は一年と役所から指導してほしい。2年でないと支障があるのもわかりますが、1年で出来る程度で良しとしないと、役員を嫌って退会する者が増えてくる。
- ・自治会費が高い
- ・町の連合体である区大字との関係ー神社・霊園関係が分離されていないので
- ・公民館実行委員と消防団員のなり手がいない
- ・事務作業が多い。アナログ
- ・年々保全隊の出席者が少なくなる状況
- ・色々な講習会が有り、興味のある方が参加されるのは良いことだが、参加者が少ない場合は三役や担当者に参加を強制されるのは困る。
- ・神社関係
- ・費用負担が大きい
- ・お金第一、効率第一の社会のあり様を変える意識改革が必要。
- ・仕事の分業化が進み、様々なことに対応する能力を持った人が育っていない→区長事務ができない→文書仕事ができない→マネジメントできない
- ・自治会所有の土地建物の維持管理、資金不足
- ・公民館活動への参加（運動会）
- ・各団体からの人員要請が人口減少にもかかわらず多い。
- ・日野祭が負担、やめてほしい、すぐに!!

図 1-18 自治会活動での困りごと（全て選択）(N=115)

⑪ 困りごとの解決や活動の改善に必要と思うこと

自治会活動の困りごとの解決や改善のために必要と考えられている取り組みとして、「地域住民の意識啓発」「自治会の推進体制や事業の見直し」（38.3%）が最も多く挙げられた。次いで、「活動の担い手の育成」「若者の参画」（33.9%）、「自治会での話し合いの場づくり」（24.3%）が重要な取り組みとして認識されている。



その他：・老年者が多く活動ができない

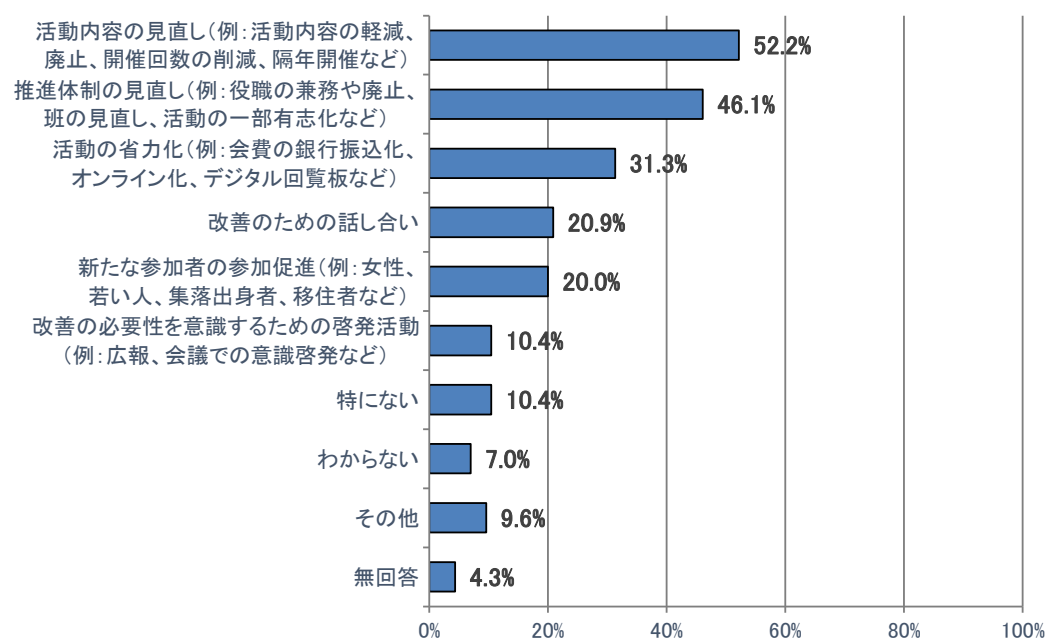
- ・民法や法律に基づく規約の作成
- ・役員就任の平準化
- ・上記の様な事を増やすのではなく役員数や行事数の見直しなどをしないと若者の定住や町内会員の増加にはつながらず逆効果と思います。若者への負担が大きいですので振興住宅地へ移られるのでは？
- ・人を増やして欲しい
- ・どれも大切なことですが、社会の仕組みを無視して個人本位になって来て、自治会活動に興味を持っていない人が多いと思います。一生懸命する役員は嫌われますし、自分は役はしたくない人が多いです。お金があつて自分達家族が楽しく暮らせれば自治会活動なんてしたくないのではないのでしょうか。
- ・行事の縮減
- ・行政側の意識改革
- ・10組ある内、多い組は11戸あり、少ない組は5戸。よって今後、組の再編が必要だが、大変難しい状況。
- ・女性の区長や代理者があっても良いと思うが、なり手が全くない。
- ・募金については、関係者が直接各戸に配布してもらいたい
- ・自治会内で自治会事務マネジメントを補佐（支援）する役割が必要。
- ・区長の負担が特に大きい。鎌掛の組織の特徴か？民生委員、区長以外の役職は問題ないと思うが。
- ・行政区、自治会制度そのものの是非、あり方

図 1-19 困りごとの解決や活動の改善に必要と思うこと（全て選択）（N=115）

⑫ 自治会の維持・活性化のために、行政に支援してほしい自治会の取り組み

自治会の維持・活性化のために行政に支援してほしい自治会の取り組みとして、「活動内容の見直し」(52.2%)が最も多く挙げられた。次いで、「推進体制の見直し」(46.1%)、「活動の省力化」(31.3%)、「改善のための話し合い」(20.9%)、「新たな参加者の参加促進」(20.0%)が求められている。

また、90の自治会が地域コミュニティの維持・活性化に向けて行政の支援を必要としていることが明らかになった。



その他：

- ・高齢者が高齢者の為の行事を行っている現状がある
- ・住民のエンゲージメントを上げる取組み、旧市街に住む誇りやメリットなど
- ・「2.推進体制の見直し」は地区単位、自治会単位では「7.特にない」
- ・人権講習会が多いのでは？
- ・路上や路肩の雑草対策
- ・消防団活動の見直し（過去において小集落のため、当たることが当たり前になり、団員になることが困難なことを見越して転出され、戻ってこられない事例あり。若い人が定着しない。）
- ・外国人のごみ出し指導、協議費の納入
- ・行政区、自治会制度そのものの是非、あり方

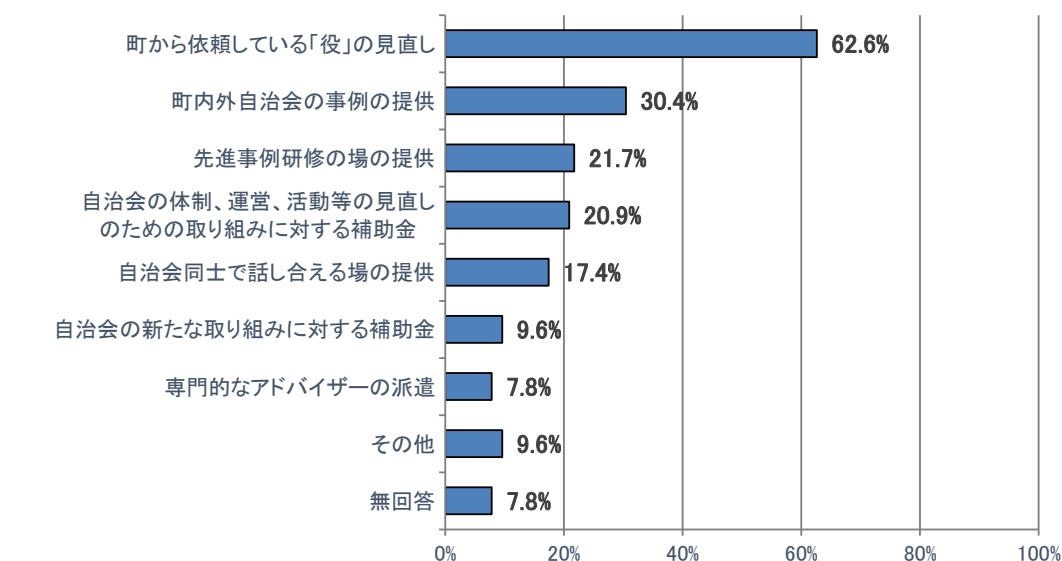
図 1-20 自治会の維持・活性化のために、行政に支援してほしいこと
(全て選択) (N=115))

⑬ 自治会の維持・活性化のために必要とする行政の支援内容

「自治会の維持・活性化のために、行政に支援してほしいこと」として挙げられた取り組みを推進するために、必要とされる行政の支援内容は以下のとおりである。

- 「町から依頼している役の見直し」(62.6%) が最も多く、自治会の負担軽減を求める声が多いことがわかる。
- 「町内外自治会の事例の提供」(30.4%) は、他の自治会の取り組みを参考にすることで、自らの自治会運営の改善につなげたいという意向を反映している。
- 「先進事例研修の場の提供」(21.7%) は、自治会運営のノウハウを学ぶ機会の充実を求める意見である。
- 「自治会の体制、運営、活動等の見直しのための取り組みに対する補助金」(20.9%) は、財政的な支援の必要性を示している。
- 「自治会同士で話し合える場の提供」(17.4%) は、自治会間の交流と情報共有を促進することの重要性を示唆している。

また、88 の自治会が地域コミュニティの維持・活性化のために行政の支援を必要としていることが明らかになった。特に、自治会役員の負担軽減や、他自治会の成功事例の共有、財政的支援の拡充が求められていることが分かる。



その他：

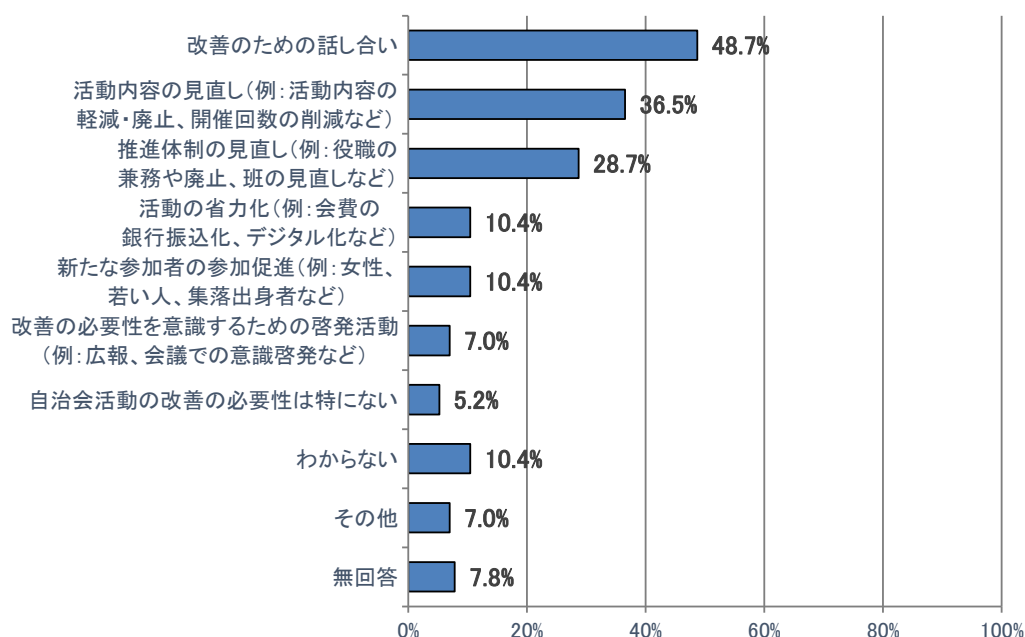
- ・他の自治区との統合の促進（合併）
- ・地区公民館を拠点とした住民自治の再編
- ・道路の縁石ブロックとアスファルト舗装の間に、50cm以上の雑草が生えている所が多い。このすき間に草が生えない工夫はないか。
- ・町内会自治会の統廃合の進め方等、役員のなり手が少ない
- ・補助金の活動はしたくない。これの負担がけっこう大きい！
- ・行政区、自治会制度そのものの是非、あり方

図 1-21 取り組みを進めるために必要とする行政の支援内容
(全て選択) (N=115)

⑭ これまでに行ってきた自治会活動の改善の取組

これまでに実施された自治会活動の改善の取り組みとしては、「改善のための話し合い」(48.7%) が最も多く、次いで「活動内容の見直し」(36.5%)、「推進体制の見直し」(28.7%)が続いている。また、「活動の省力化」「新たな参加者の参画促進」(10.4%)となっている。

115 自治会のうち 83 自治会(約 72%) が何らかの改善活動を行っていることが明らかとなった。特に、自治会運営の負担軽減や活動の持続可能性を高めるための取り組みが重視されていることがうかがえる。



その他：・役員の中での提案はあるが全体会議に至らない
 ・祭礼行事の簡素化。祭礼準備等を組単位から複数組単位に変更
 ・次の役員さんが決まるか、それだけが大変
 ・神社関係および「大字組織への参画」の分離
 ・現段階で改善の取組は行っていない
 ・まだできていない
 ・改善の取組はこれから早急に自治会総会に提案
 ・行事をすべてやめてほしい

図 1-22 これまでに行ってきた自治会活動の改善の取組（全て選択）(N=115)

1) これまでに行ってきた自治会活動の改善のための話し合いの方法

＜これまでに行ってきた自治会活動の改善の取組について、「1.改善のための話し合い」と回答した 56 自治会対象＞

自治会活動の改善に向けた話し合いの方法として、最も多く採用されているのは「役員の協議」(71.4%)である。次いで、「自治会構成員による意見交換会」(51.8%)、「自治会構成員へのアンケート調査」(32.1%)が続いている。

この結果から、多くの自治会では役員間での協議を中心に改善策を検討していることがわかる。また、自治会構成員全体で意見を交わす「意見交換会」や、より広範な意見を集約する「アンケート調査」も一定の割合で活用されている。

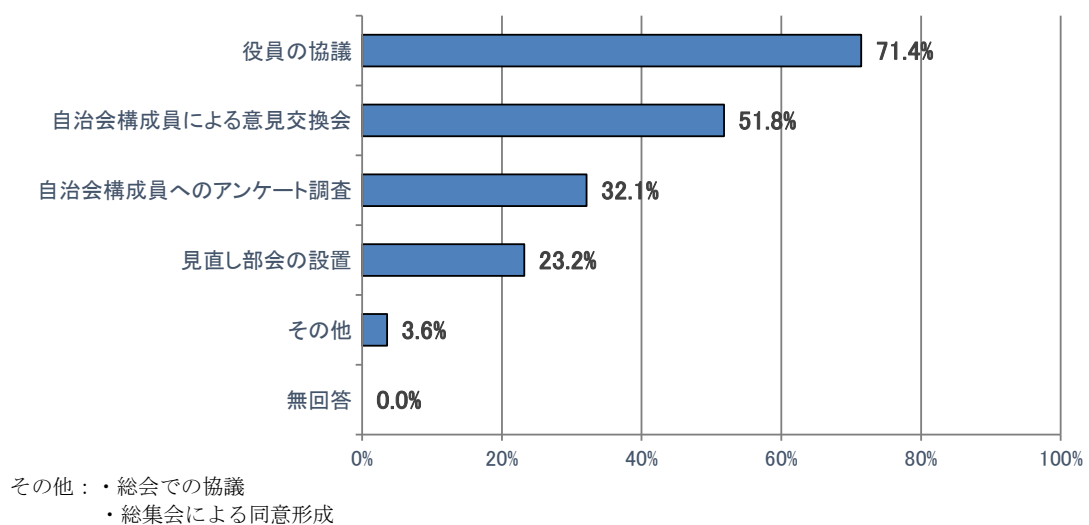


図 1-23 これまでに行ってきた自治会活動の改善のための話し合いの方法
(全て選択) (N=56)

2) これまでに行ってきた自治会活動の改善のための話し合った内容

＜これまでに行ってきた自治会活動の改善の取組について、「1.改善のための話し合い」と回答した 56 自治会対象＞

自治会活動の改善に向けた話し合いの内容として、「活動内容の見直し」(71.4%)が最も多く挙げられた。次いで、「推進体制の見直し」(60.7%)、「新たな担い手の育成」(14.3%)が続いている。

この結果から、多くの自治会が現状の活動を見直し、より持続可能な運営を模索していることが分かる。また、「推進体制の見直し」も重要なテーマとして議論されている。

一方、「新たな担い手の育成」について話し合った自治会は比較的少ない状況となっている。

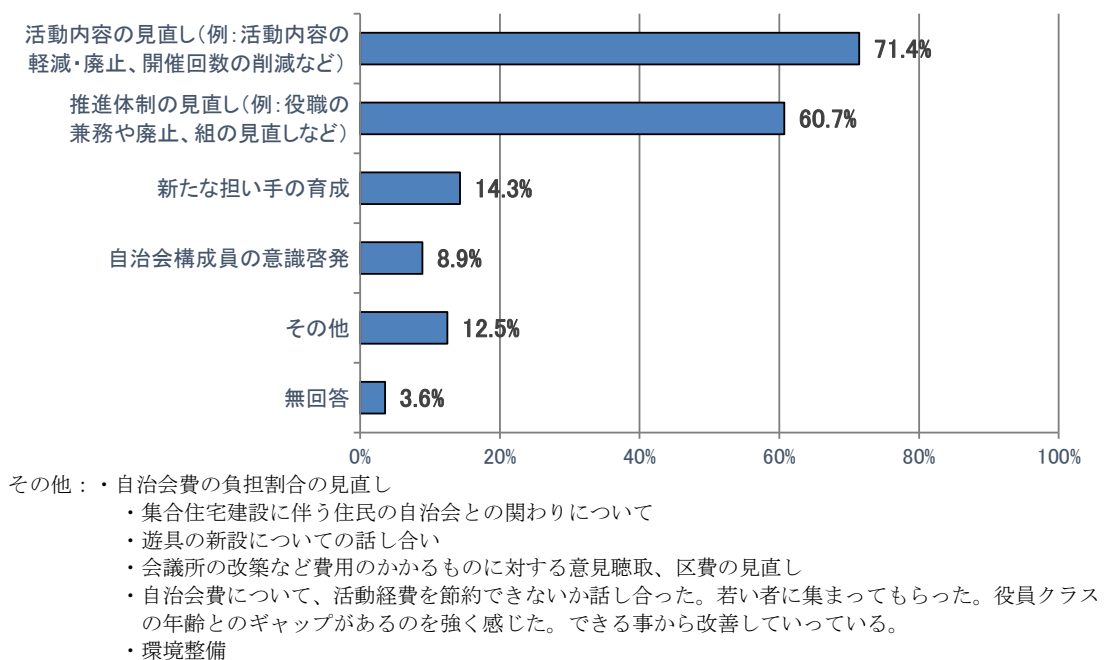


図 1-24 これまでに行ってきた自治会活動の改善のための話し合った内容
(全て選択) (N=56)

3) これまでに実施された自治会活動の改善に向けた推進体制の見直しの内容

表 1-5 これまでに実施された自治会活動の改善に向けた推進体制の見直しの内容

＜これまでに自治会活動の改善に取り組んだ自治会のうち、「推進体制の見直し」に関する取組（取組内容、きっかけ、実現のために行ったこと、苦勞した点、成果・変化）を行ったと回答した 33 自治会を対象＞

1. 役職の兼務・統合	9 件
・ 町代と会計の兼務	
・ 自治会長、副会長、会計の 3 つの役職を、自治会長と副会長の 2 つにし、副会長と会計を兼務する	
・ 副町代（自治会副会長）の選出方法について協議	
・ 区長の役職分離…従来は区長が総代を兼務し区長・総代としていたが、2019 年(令和元年)から総代職務を分離し、行政関係業務を区長管轄、神事等伝統行事関連業務を総代管轄とした	
・ 区長、代理等、選挙の廃止	
・ 組の統合	
・ 農業組合長が組長と兼務	
・ 役員体制 10 人を 5 人体制に縮小…現在は区長・農業組合長・代理者（会計）・前区長・前組合長	
・ 役員の選出、任期	
2. 組織再編・統合	9 件
・ 班（組）を 10 組から 8 組に集約	
・ 組の再編成（15 組→10 組に集約）	
・ 区の役員不足により 8 組（旧）→4 組（新）	
・ 組の見直し	
・ 組の統合	
・ 字内の組織の統廃合	
・ 農業組合の組織を変更する。組合組織の基に班制度を設けていたが、大字の組組織に編入した	
・ 農組副組合長の廃止と自治会役員からの除外	
・ 区内住民の高齢化と人口減少により正副区長、総代の役員選出が困難となっており、正副町代会にて役員の見直しを行ない、6 町内での役員割当について R11 年度分までの方向づけを実施した	
3. 規約改正・制度見直し	5 件
・ 規約改正	
・ 区長の決め方、選挙から話し合いへ、今後順番になる見込み	
・ 自治会活動から神社関係を分離し、別に任意の「氏子会」を組織した	
・ 連合体である「大字大窪」に申し入れ、氏子会メンバー13 戸だけの参画とした	
・ 評議員（現在 12 名）以前の 15 名から削減	
4. アンケート調査や住民意見の反映	3 件
・ むらを良くする会を立ち上げて、全住民対象にアンケート調査を行い、この情報を	

もとに見直しを行う	
・ 構成員各家庭アンケートの実施	
・ 2030 年を見据えて、現状の旧態依然から若者も定着できる体制にしようと全てを見直しプロジェクトを結成	
5. 常会の廃止	1 件
・ 常会の廃止	

4) これまでに実施された自治会活動の改善に向けた活動内容の見直しの内容

表 1-6 これまでに実施された自治会活動の改善に向けた活動内容の見直しの内容

＜これまでに自治会活動の改善に取り組んだ自治会のうち、「活動内容の見直し」に関する取組（取組内容、きっかけ、実現のために行ったこと、苦労した点、成果・変化）を行ったと回答した 42 自治会を対象＞

1. 行事・イベントの見直し・簡素化	18 件
・ 行事の内容、回数見直し	
・ 結果現状のまま	
・ 常会のお茶番役を廃止	
・ 2 日かけて行っていた神事を 1 日にする	
・ 定例の集会（常会）開催回数の見直し（年 12 回→年 6 回）	
・ イベントの一部取り止め（1 日バス旅行）	
・ 神明講：当番制の見直し。仕事量の軽減。各戸の参加負担額の軽減	
・ 山王祭り：ほいづくりの作成回数減（2 年使用等）。準備日数減	
・ 日野祭り：人員不足・高齢化により、巡行計画を見直し簡略化	
・ 地蔵盆：少子化により、開催日数を減らし実施（子供の人数に合わせ増）	
・ 年 3 回の祭（春、夏、秋）を実質 1 回に減らした	
・ 町民運動会の立候補制採用	
・ 天満宮納涼祭の日程を変更し、直前の日曜日に開催	
・ ” 新年のあいさつ会 ” の廃止	
・ 神社の社守と歩役の役務の簡素化	
・ 神社月次祭の回数を年 12 回から 4 回に削減	
・ しょうらい焼きの規模縮小	
・ 金毘羅祭を役員だけで参拝するだけにした	
2. 組織・運営の見直し	7 件
・ 環境委員会 5 名→区役員が兼務	
・ 区行事（さなぼり、ほたる観賞会）の中止	
・ 宗教的な行事の中止	
・ 総会、役員会の議論を通じた行事の統廃合	
・ 本地区の自治会活動について、個人の考えを全住民対象にアンケート方式で意見を聞いた	
・ 常会での話し合い、区内アンケート実施	
・ 農業課題検討委員会設置と会合実施	
3. 慣習・風習の見直し	5 件
・ 生活改善（昔からの風習や慣習の見直し）	
・ 神社の社守り（神主）の手間を削減	
・ 1 月 3 日に行われる「山の神」行事を、各戸順番制から区役員担当に変更	
・ 墓地の周辺の生垣の葉刈り整備を廃止し、生垣をフェンスに変更する	
・ 高齢化が進み、河川の草刈りを有志にて前日実施	
4. 会計・徴収方法の見直し	3 件
・ 納税日の見直し、毎月→年 4 回	

・ 協議費の振込み方式に転換	
・ 町からなどの募金、協力金の一括化	
5. 常会・集会の見直し	5 件
・ 常会の廃止	
・ 月 1 回の常会の廃止	
・ 常会の開催回数を見直し	
・ 常会、寄り合いの減少	
・ 総出の回数を減らした	
6. 役員体制・人員構成の見直し	2 件
・ 人員構成、年齢構成の変化をシミュレーションし、無理のない活動内容を組長会に提言しようとしている	
・ 大字選出による自警団員を廃止し、一定年齢の全ての方に入団してもらう様に変更	

5) これまでに実施された自治会活動の改善に向けた活動の省力化の内容

表 1-7 これまでに実施された自治会活動の改善に向けた活動の省力化の内容

＜これまでに自治会活動の改善に取り組んだ自治会のうち、「活動の省力化」に関する取組（取組内容、きっかけ、実現のために行ったこと、苦勞した点、成果・変化）を行ったと回答した 12 自治会を対象＞

1. 会計・徴収方法の簡略化	7 件
・ 会費の一括払いを認可	
・ 自治会費の毎月徴収を 3 カ月に 1 度程度へ変更	
・ 区協議費の銀行振込	
・ 協議費の徴収を口座引き落としに変更	
・ 自治会費等の口振検討	
・ 会費の口座振替	
・ 会計ソフト作成による町内会計業務の簡略化	
2. デジタル化・システム化	2 件
・ 町内会運営上必要な基本帳票電子化による統一化	
・ 町内会構成員の現状把握を兼ねた世帯調査により、円滑な連絡網の確立	
3. 作業の効率化・常設化	1 件
・ 4 月 14 日、春大祭の「辻幟の支柱」の常設	

3. まとめ

(1) 現状と課題

本アンケートの結果から、日野町の自治会は一定の機能を果たしながらも、人口減少や高齢化、自治会役員の負担増加、自治会費の負担などの課題を抱えていることが明らかとなった。以下、自治会の現状をより総合的に考察し、それに基づく具体的な課題を詳細に整理する。

① 自治会の現状

1) 自治会加入状況：高加入率の維持と地域格差の拡大

- 自治会加入率は 94.7%と高い水準を維持
 - ✓ ほとんどの自治会で加入が一般的だが、一部の自治会では非加入世帯の増加が見られる。
 - ✓ 加入率の地域差が大きく、100%の自治会がある一方で、最も低い自治会では 51.5%にとどまる。
- 世帯数規模の違いが大きい
 - ✓ 自治会の規模（加入世帯数）は、最小 5 世帯、最大 698 世帯と大きなばらつきがある。
 - ✓ 小規模自治会では役員の負担が集中しやすく、運営の負担が重くなりがちである。

2) 自治会運営の経済的負担

- 自治会費の負担が自治会ごとに異なる
 - ✓ 入会費の平均は 22,947 円（最高 100,000 円、最低 3,000 円）。入会費を徴収していない自治会も多い。
 - ✓ 年間自治会費の平均は 35,336 円（最高 114,400 円、最低 1,000 円）。
 - ✓ 寺社関係費用が自治会費の一部を占めるケースも多く、住民間で負担意識の違いがある。
- 自治会費の支払い方法も多様
 - 口座振替を導入している自治会もあるが、手渡し徴収が一般的な自治会も多い。

3) 自治会役員の状況

- 自治会長の年齢
 - ✓ 60 代～70 代が中心で、若年層が自治会長を務めるケースは極めて少ない。
 - ✓ 高齢化が進む中で、役員の担い手不足が深刻な問題となっている。
- 役員選出方法は選挙が主流だが、柔軟な対応も
 - ✓ 「輪番制」「話し合い」「互選・推薦」「年功序列」など、多様な手法がある。
 - ✓ 役員のなり手不足を背景に、「事前の内諾」などの工夫が見られる。
- 役員の任期が短く、長期的な取り組みが難しい
 - ✓ 多くの自治会で自治会長の任期は 1～2 年。

4) 自治会活動の実態

- 主な活動内容
 - ✓ 清掃活動（84.3%）、ごみ集積所の管理（83.5%）、神社の管理（73.9%）、納涼祭・文化祭（64.3%）などが中心。
 - ✓ 伝統行事の維持も自治会が重要な役割を果たしている。
- 自治会の活発度
 - ✓ 「普通だと思う」（50.4%）
 - ✓ 「まあまあ活発であると思う」（25.2%）
 - ✓ 「活発であると思う」（8.7%）
 - ✓ 「やや少ないと思う」（8.7%）
 - ✓ 「少ないと思う」（6.1%）
 - ✓ 現在の活動を維持するための活動をする自治会が多い。

② 自治会の課題

1) 担い手不足と役員の負担

- 「役員のなり手が少ない」（74.8%）
 - ✓ 高齢化が進み、若年層の参加が少ないため、役員のなり手が減少している。
 - ✓ 一部の自治会では「役員の押し付け合い」になっており、輪番制の維持も困難になっている。
- 「役員の負担が大きい」（71.3%）
 - ✓ 一部の役員に業務が集中し、精神的・時間的負担が大きくなってきている。
 - ✓ 「80歳以上は免除」「役員をすると3年間免除」などの独自ルールを設ける自治会もあるが、根本的な解決には至っていない。

2) 人口減少・高齢化による影響

- 自治会の高齢化と人口減少が運営に影響
 - ✓ 独居高齢者の増加により、自治会活動の担い手が減少。
 - ✓ 祭りや清掃活動のような労働負担のある活動が継続困難になっている。
- 世帯の減少による自治会の財政悪化
 - ✓ 加入世帯の減少により自治会費の徴収額が減少し、活動資金が不足する自治会も出てきている。

3) 費用負担と自治会費の見直し

- 高額な自治会費が住民の負担に
 - ✓ 高額な自治会費の徴収が負担になり、加入率の低下につながる可能性がある。
 - ✓ 自治会での寺社関連費用の扱いについて、さまざまな意見がある。
- 徴収方法の見直しが必要
 - ✓ 手渡しでの徴収が続いている自治会では、役員の負担が大きい。
 - ✓ 役員負担軽減のため銀行振込や口座引き落としを導入している自治会がある。

4) 行政との関係性と役割分担

- 「行政からの依頼が多い」(32.2%)
 - ✓ 防災関連の役割や行事運営の補助など、自治会が行政の業務を担う負担が増えている。
 - ✓ 自治会の本来の目的と行政からの要請業務が混在し、役員の負担を増やしている。
- 行政支援の必要性
 - ✓ 90 自治会が「地域コミュニティの維持・活性化には行政支援が必要」と回答している。
 - ✓ 「自治会の活動内容の見直し(52.2%)」「推進体制の見直し(46.1%)」が求められている。

(2) 改善の動き

自治会運営の持続可能性を確保するために、すでに改善に取り組んでいる自治会とその内容を整理しました。

1. 役員の負担軽減

- 大窪 2 区（下大將軍町）：常会の開催回数を年 12 回から 6 回に見直し
- 大窪 4 区（下岡本町）：会費の一括払いを認可
- 河原：自治会費の徴収を毎月から 3 カ月に 1 回程度に変更
- 佐久良：協議費の徴収を口座引き落としに変更
- 鎌掛 3 区：町の募金・協力金を一括化
- 小御門：総集会の回数を削減
- 小御門：会費の口座振替を導入
- 野出：納税日を毎月から年 4 回に見直し、協議費の振込方式を導入
- 三十坪下：自警団員の大字選出を廃止し、全世帯から一定年齢以上を入団対象とする
- その他：町内会の基本帳票を電子化し、会計ソフトを作成

2. 自治会活動の効率化

- 原：役務の簡素化（神社行事の回数削減など）
- 佐久良：敬老会の簡素化、金毘羅祭の簡略化
- 北畑：交通安全立番の回数を削減
- 増田：墓地の生垣手入れを廃止し、フェンスに変更（維持費削減）
- 鎌掛 6 区：字内の組織統廃合を実施し、情報共有の場を確保
- その他：2 日かけて行っていた神事を 1 日に短縮し、負担軽減
- その他：常会でのお茶番役を廃止
- その他：祭事を年 3 回から実質 1 回に減少

3. 自治会費の適正化と透明化

- 大窪 5 区（大和町）：自治会費から神社関係費を分離し、任意の「氏子会」を設立

4. 自治会活動等に関する検討組織の設置

- 鎌掛運営会：「むらを良くする会」を設立し、全住民対象のアンケートを実施
- 中山西：農業課題検討委員会を設置し、会合を実施
- 安部居：若年層定着のため全てを見直すプロジェクトを結成